

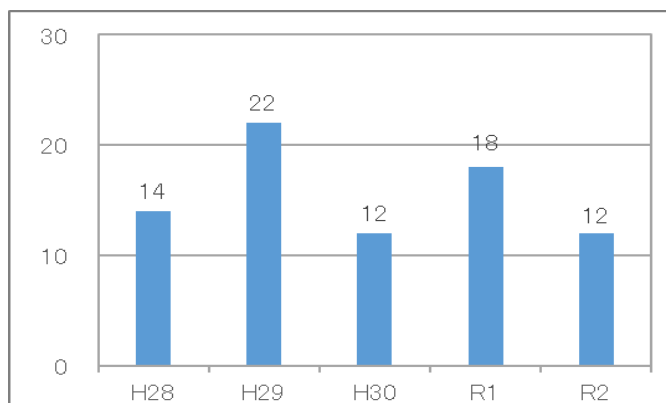
美容医療、契約慎重に

体のコンプレックスを解消したい、きれいになってイメージチェンジしたいという思いをくすぐるような美容医療サービスの広告をテレビ、雑誌やSNSでよく目にします。

美容医療サービスとは、レーザー脱毛、豊胸、脂肪吸引、包茎手術といった「美容を目的とした医療サービス」を指しますが、契約に当たってのトラブルや施術による皮膚障害などの身体症状に関する相談も多く寄せられています。

- ▼二重まぶたの手術をした。2年保証を付けて20万円払った。二重の幅が狭く満足できないので、「お直し手術」を受けようとしたが断られた。
(20代・女性)
- ▼包茎手術が7万円できるというインターネットの広告を見てクリニックに向いた。不安をあおられ、オプションを追加されて当日に100万円を超える手術を受けてしまった。高額すぎるので減額してほしい。(20代・男性)
- ▼医療レーザー脱毛で襟足にやけどの跡が残り、腫れて皮膚から膿うみが出た。施術したクリニックに治療費などを請求できるか。(30代・女性)
- ▼皮膚科でシミ取りレーザーをしたところ、色素沈着して逆に黒くなってしまった。医師に申し出たがそのうちよくなるというだけで、とても心配だ。
(50代・女性)

不安な気持ちに付け込んで契約を強要されたり、即日施術を勧められたり、高額な施術を強く勧められたりしたら、施術の内容、リスクや施術結果の見通しなどについて、十分に医師から説明を受けることが大切です。また、料金や契約条件についての明細を書面などで確認し、慎重に判断して契約しましょう。



※県内の消費生活相談窓口寄せられた美容医療の相談件数

また、特定の美容医療サービスについては、契約期間が1カ月を超え、契約金額が5万円を超える場合、特定商取引法に定める特定継続的役務提供に該当し、契約書面を受け取った日から8日間はクーリングオフが可能です。クーリングオフ期間を過ぎた場合でも、法律で定められた解約料を支払って中途解約することができます。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話又は面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日8：30～17：00 土曜日9：00～17：00（電話相談のみ）

消費者ホットライン：☎（局番なし）188番（いやや!）

※188番は、お近くの市町村又は県の相談窓口につながります。